

静岡県告示第449号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年4月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区横沢字東鼈頭445の8、446の3から446の7まで、字カマブキヤウ458の4から458の10まで、459の2から459の5まで、字桐ノ久保461の6から461の9まで、字シトブ462の4から462の7まで、463の1・463の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、463の7、463の9から463の12まで、字ワラビ平465の7、465の9から465の16まで、465の18、465の19、字笠張466の5から466の8まで、467の1・467の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、467の3、467の4(次の図に示す部分に限る。)、字ロクロヤ468の3、468の4、468の6、468の7、字ガタジ469の4、469の5

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区横沢字ミコノヤ550の15、555の23、555の26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅